

那覇市立小学校及び中学校の区域外就学に関する要綱

平成20年3月12日

教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)第6条の規定に基づき、市外に住所を有する児童生徒等の市立学校への区域外就学に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。
- (2) 転出 住民基本台帳法第24条に規定する転出をいう。

(区域外就学の要件)

第3条 教育長は、別表に掲げる区域外就学許可基準における各区分のいずれかに該当すると認める場合は、保護者の申請を受け、当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議し、承諾を得ることにより、区域外就学を許可することができる。

(区域外就学の手続)

第4条 区域外就学を希望する保護者は、区域外就学申請書(第1号様式)に必要書類を添えて教育長に申請しなければならない。

2 教育長は、前項の申請を許可しようとするときは、区域外就学について(協議)(第2号様式)により当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議し、区域外就学の承諾について(第3号様式)により承諾を得た後、区域外就学について(通知)(第4号様式)により当該児童生徒等が就学する市立学校の校長に通知する。

(許可の期限切れ等)

第5条 前2条の規定により区域外就学した後において、許可期限が到来し、又は許可の理由が消滅したときは、保護者は当該児童生徒等を住所の存する市町村立学校に転学させなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、再度前条に定める手続きをすることができる。

(許可の取消し等)

第6条 教育長は、第4条第1項の申請を許可した後において、当該申請が虚偽のものであると認められるときは、許可を取り消し、又は停止することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 区域外就学許可基準(平成17年3月17日那覇市教育委員会教育長決裁)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、前項の規定による廃止前の区域外就学許可基準の規定に基づいてなされた区域外就学の手続きは、この要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 4 この要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、適宜修正の上従前の様式を使用することができる。

別表(第3条関係)

区域外就学許可基準

区分	理由	就学可能な学校	対象学年	許可期間	必要書類
転入予定	家屋の新改築等又は借家等への入居による那覇市への転入予定(おおむね6か月以内)の場合	転入予定の住所が属する通学区の学校	全学年	予定日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (続柄が記載されているもの) ・建築請負契約書等の写し ・誓約書
転校延期	学年途中で那覇市から転出した場合	在学している学校	小学校1～5年 中学校1～2年 (学年始休業日を除く。)	学年終了まで	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (続柄が記載されているもの)
最終学年	最終学年の途中で那覇市から転出した場合	在学している学校	小学校6年 中学校3年 (前学年の学年末休業日を含む。)	卒業まで	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (続柄が記載されているもの)
その他	上記以外の理由で、教育長が相当と認める場合	教育長が相当と認める学校	全学年	理由が存する期間	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (続柄が記載されているもの) ・理由を証明する書類 ・誓約書

備考 すべての区分において、就学可能な学校への通学に支障がないことを条件とする。

第1号様式(第4条関係)

課長	主査	係員	結果

平成 年 月 日

区域外就学申請書

那覇市教育委員会教育長 様

保護者氏名(申請者) 印

下記理由により、那覇市立学校に区域外就学したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

フリガナ		性別	続柄	生年月日
児童生徒氏名		男・女		平成 年 月 日
保護者氏名		電話番号		
現住所				
転入予定住所	那覇市			
前住所				
就学希望校	那覇市立 学校 (第 学年)			
就学希望期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで の間において、区域外就学理由が存する期間			

(区域外就学理由)

なお、登下校時における安全については、保護者が責任を持ちます。

転入予定(予定日：平成 年 月 日頃)	最終学年
転校延期(学年 学期終了まで)	その他

第2号様式(第4条関係)

那教学学務第 号 平成 年 月 日				
教育委員会 様 那覇市教育委員会教育長 印				
区域外就学について(協議)				
下記児童生徒の区域外就学について、当方は差し支えありませんが、学校教育法施行令第9条第2項の規定に基づき協議します。				
記				
フリガナ		性別	続柄	生年月日
児童生徒氏名		男・女		平成 年 月 日
保護者氏名		電話番号		
現住所				
転入予定住所	那覇市			
前住所				
就学希望校	那覇市立 学校 (第 学年)			
就学希望期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで の間において、区域外就学理由が存する期間			
(区域外就学理由)				
なお、登下校時における安全については、保護者が責任を持ちます。				
転入予定(予定日：平成 年 月 日頃)			最終学年	
転校延期(学年 学期終了まで)			その他	

第3号様式(第4条関係)

第 号
平成 年 月 日

那覇市教育委員会教育長 様

_____ 印

区域外就学の承諾について

平成 年 月 日付け那教学学務第 号により協議のあった下記児童生徒の区域外就学について承諾します。

記

フリガナ		性別	続柄	生年月日
児童生徒氏名		男・女		平成 年 月 日
保護者氏名		電話番号		
現住所				
転入予定住所	那覇市			
前住所				
就学希望校	那覇市立 _____ 学校 (第 _____ 学年)			
就学希望期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 までの間において、区域外就学理由が存する期間			

(区域外就学理由)

なお、登下校時における安全については、保護者が責任を持ちます。

転入予定(予定日：平成 年 月 日頃)	最終学年
転校延期(_____ 学年 学期終了まで)	その他

第4号様式(第4条関係)

平成 年 月 日								
那覇市立		学校長 様						
那覇市教育委員会教育長 (公 印 省 略)								
区域外就学について(通知)								
<p>下記児童生徒の保護者から区域外就学申請書が提出されており、教育委員会と の協議のうえ承諾を得て、本日付けで許可したので通知します。</p>								
記								
フリガナ		性別	続柄	生年月日				
児童生徒氏名		男・女		平成 年 月 日				
保護者氏名		電話番号						
現住所								
転入予定住所	那覇市							
前住所								
就学希望校	那覇市立 学校 (第 学年)							
就学希望期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで の間において、区域外就学理由が存する期間							
(区域外就学理由)								
なお、登下校時における安全については、保護者が責任を持ちます。								
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none;">転入予定(予定日：平成 年 月 日頃)</td> <td style="width: 40%; border: none;">最終学年</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">転校延期(学年 学期終了まで)</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> </table>					転入予定(予定日：平成 年 月 日頃)	最終学年	転校延期(学年 学期終了まで)	その他
転入予定(予定日：平成 年 月 日頃)	最終学年							
転校延期(学年 学期終了まで)	その他							